



元初情外第13号  
令和2年2月20日

各都道府県教育委員会施設主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課長  
高 谷 浩 樹

(印影印刷)

公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の事業概要について（通知）

このことについて、別添のとおり取り扱うこととしますので、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

なお、この通知の内容については、城内市区町村教育委員会へ周知していただきますようお願いいたします。

## 【別添】

### 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の事業概要

#### 1. 趣旨

令和の時代にふさわしい学校ICT環境の整備が急務であり、児童生徒1人1台端末を前提とした高速大容量の通信ネットワークを全国一律に整備することで、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で実現させる。

#### 2. 対象学校種

公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校  
※電源キャビネットは義務教育課程のみを対象

#### 3. 算定割合

1 / 2

#### 4. 工事内容

##### ・校内LAN整備工事

校内LANを新設又は更新するために要する経費とする

- a. 幹線、支線ケーブル（公共ケーブルからの引き込みを含む。）サーバー、ルーター、ハブ、情報コンセント、ソフト（校内LANとして機能するために最低限必要なものに限る。）等。

※ 本工事で使用するLANケーブルについて、基幹部分については原則10Gbps以上（カテゴリ6A以上）とする。

※ 校内LAN整備の施設整備と一体として無線アクセスポイントの整備を行う場合、無線アクセスポイントも含めて補助対象とする。

- b. 情報化に対応するため必要となる内部改造工事（電源工事等）及び校内LAN整備に関する部分仕上げ等の撤去・復旧に要する経費
- c. 校内LAN設計・調査・ネットワーク機器設定・工事期間中のPC等端末の調整について、当該事業と一体不可分となる初年度に必要となるネットワークの設計・調査等の経費を附帯工事として対象に含む。

##### ・電源キャビネット（①校内LANとともに一体として整備する学校、②既に1Gbps以上ネットワークが整備されている学校、又は③LTEによる対応を計画又は対応済みの学校を対象）整備工事

電源キャビネットを校内LAN整備と一体として新設又は更新するために要する経費とする。

- a. 電源キャビネット整備に伴う本工事費

※ 建物に固着したもの。

- b. 電源キャビネット整備に必要となる内部改造工事及び電源キャビネット整備に関する部分仕上げ等の撤去・復旧に要する経費
- c. 当該事業と一体不可分となる附帯工事

#### 6. 補助対象となる工事費の上限額、下限額

上限額：学校単位で3千万円、下限額：学校設置者単位で400万円

#### 7. 留意事項

- ・ 保有面積が必要面積を超えている学校も補助の対象とする。
- ・ ICT 活用計画に本事業により整備した環境を活用した情報教育に関する活動計画が記載されていること。
- ・ 工事費の算定に際しては、複数社からの見積もりを適切に審査したものや、公的刊行物、又は学校設置者が定めている単価、その他適切に審査された単価によること。
- ・ ネットワークの設計等については、情報セキュリティの確保に向けて、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（12月版）及び各自治体等で定めるセキュリティポリシーを踏まえ、適切に実施すること。